

**平成22年度 鶴見川流域水害対策計画による
モニタリングの公表**

平成24年4月

鶴見川流域水協議会

(国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市)

平成 22 年度 鶴見川流域水害対策計画によるモニタリングの公表
目 次

1. 背景と目的	1
1.1 背景	1
1.2 目的	1
2. 各種対策の実施状況	2
2.1 流域の開発状況、出水の状況	2
2.2 河川対策の実施状況	3
2.3 下水道対策の実施状況	4
2.4 流域対策の実施状況	5
2.5 その他対策の実施状況	5
3. 今後の展開	6
4. 問合せ先	6

1. 背景と目的

1.1 背景

鶴見川流域は、昭和 30 年代中頃から急激な市街化が進展した結果、森林などの緑豊かな自然環境が著しく減少し、地表がアスファルトなどに覆われたことなどによって、流域の保水・遊水機能が低下するとともに、一気に雨水が河川や水路に流れ込むようになり、浸水被害の危険性が増大した。

そのため、昭和 56 年に「鶴見川流域整備計画」を策定、平成元年には「鶴見川新流域整備計画」を策定し、治水整備の早急な実施とともに、流域での保水・遊水機能の維持・増大に向けた取り組みである総合治水対策を講じてきた。この総合治水対策により、平成 14 年時点で約 3,300 基（約 270 万 m³）の防災調整池が設置され、鶴見川流域の治水安全度は、向上してきている。

しかし、都市施設等が高度化している鶴見川流域において、現状の河川・下水道・流域の施設では、十分な安全度に達しているとは言えない状況である。また、従来までの総合治水対策では流出抑制施設の法的な位置づけが明確ではなかったこと、頻発する集中豪雨による浸水被害対策が十分でなかったことなどから、新たな取り組みが必要となった。

このような現状に対応するため、平成 16 年に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、鶴見川流域では、同法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を平成 17 年 4 月 1 日に全国で初めて受け、平成 19 年 3 月には河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が協同で浸水被害の防止を図るために「鶴見川流域水害対策計画」を策定し、今後、さらに流域での連携を強化し、効率的な浸水被害対策を実施していくこととしている。

1.2 目的

「鶴見川流域水害対策計画」では「第 8 章 その他、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項 第 2 節 モニタリング」に基づき「第 3 節 計画の見直しに関する事項」に基づく計画の効果、影響等の検証を行うため、毎年、モニタリングを実施し、公表することとなっている。

今回は、平成 22 年度分のモニタリング結果について公表を行うものである。

2. 各種対策の実施状況

2.1 流域の開発状況、出水の状況

○流域の開発状況

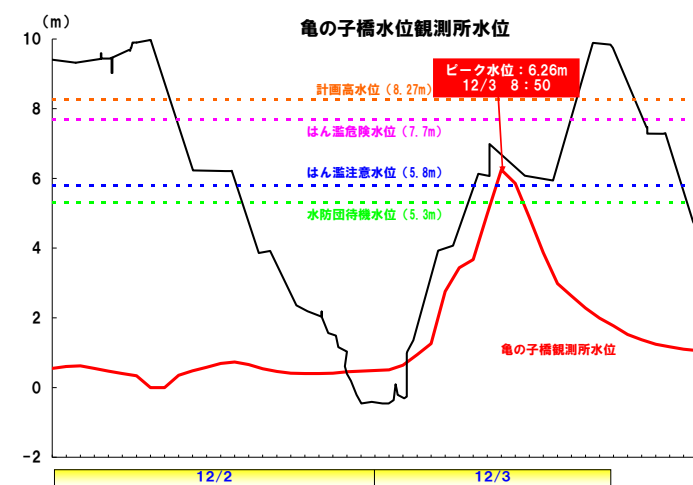
- 平成 22 年度において流域が開発された面積は、約 67ha である。
(面積は、都市計画法・宅地造成法・特定都市河川浸水被害対策法等の各法制度による許可を受けた面積の合計であり、一部法制度間の重複を含む)
- 市街化調整区域において開発された面積は約 13ha である。
※市街地率の増分については、数年に1回の割合で客観データを用いて算出することとする。

○出水の状況

◆平成 22 年度における主な出水状況

- 平成 22 年度の最大の出水は以下のとおりです。

※雨量：長津田雨量観測所 総雨量 131mm



- 平成 22 年度の出水により、以下の遊水地への流入実績がありました。
平成22年12月3日：多目的遊水地に約 62,000m³ 流入しました。
平成22年12月3日：川和遊水地に約 38,000m³ 流入しました。

◆平成 22 年度における内水による浸水被害の発生状況

洪水	被害市域	浸水箇所数
平成22年4月28日	川崎市	1
平成22年12月3日	横浜市	29
	川崎市	20
	町田市	15
合計		65

※上記の表は各市が把握している被害を整理したものである。

※浸水箇所数は、町・字単位で 1 箇所としてカウントしたものであり、床上・床下浸水の両方を含む。

2.2 河川対策の実施状況

<鶴見川>

No	区分	管理者	施行箇所	実施率	実施状況
①	河道断面確保対策	国土交通省	河口付近～矢上川合流点(-2.0k~7.0k)	35%	前回:33%
②	河道断面確保対策	東京都	丸山橋上流～新橋	22%	前回:20%
③	洪水調節施設整備	神奈川県	精進橋下流左岸(横浜市)(120,000m ³)	100%	実施済み(H19年度 川和遊水地の完成)

<矢上川>

No	区分	管理者	施行箇所	実施率	実施状況
④	洪水調節施設整備	神奈川県	矢上川流域	0%	調査・設計中

<早淵川>

No	区分	管理者	施行箇所	実施率	実施状況
⑤	河道断面確保対策	神奈川県	高田橋～布川付近	0%	検討中



目標となる降雨

区間	目標降雨
国土交通省管理区間	戦後最大昭和33年9月洪水 (2日雨量約340mm)
その他区間	概ね10年に1回発生する降雨 (時間雨量約60mm)



<恩田川>

No	区分	管理者	施行箇所	実施率	実施状況
⑥	河道断面確保対策	神奈川県	鶴見川合流点～八十橋	6%	前回:0% 護岸整備中
⑦	河道断面確保対策	東京都	町田市本町田 (鶴川街道交差点)	0%	調査・設計中
⑧	洪水調節施設整備	神奈川県	恩田川沿川	0%	検討中

<砂田川>

No	区分	管理者	施行箇所	実施率	実施状況
⑨	河道断面確保対策	横浜市	鳥山川合流点～下村橋	0%	検討中

<鳥山川>

No	区分	管理者	施行箇所	実施率	実施状況
⑩	河道断面確保対策	国土交通省	鳥山川公園橋付近	0%	調査・設計中
⑪		横浜市	岸根小橋～八反橋	0%	検討中
⑫	河川調整池整備	横浜市	鳥山川流域	0%	検討中

(注釈)

- 対象河川は、流域水害対策計画において整備事業箇所がある河川です。
- 計画の内容については「鶴見川流域水害対策計画」を参照して下さい。
- 用語の説明については「鶴見川流域水害対策計画用語集」を参照して下さい。
- 実施率は流域水害対策計画で目標としている施行箇所の整備率です。
(河川の整備率とは異なります。)

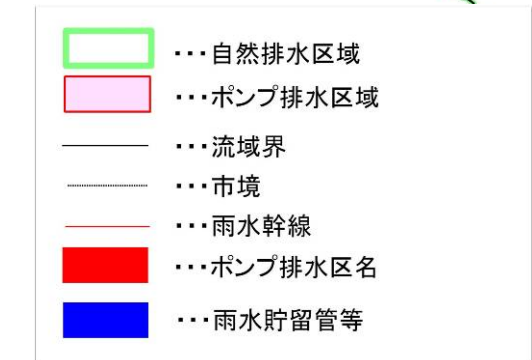
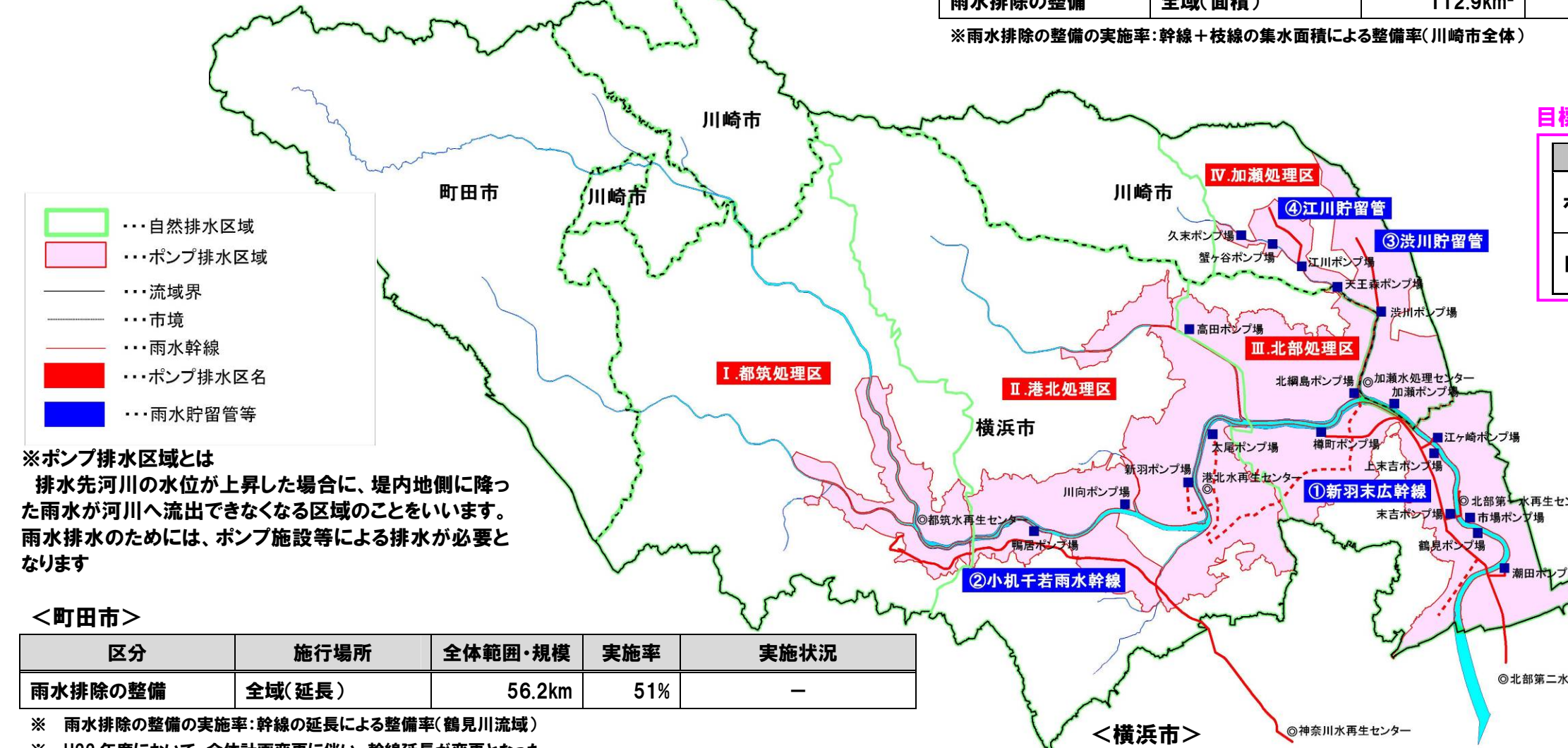
2.3 下水道対策の実施状況

<稲城市>

区分	施行箇所	全体範囲・規模	実施率	実施状況
雨水排除の整備	全域(面積)	1.6km ²	62%	前回:62%
	全域(延長)	2,068m	100%	実施済み

※雨水排除の整備の実施率(面積):幹線+枝線の集水面積による整備率(鶴見川流域)

※雨水排除の整備の実施率(延長):幹線の延長による整備率



※ポンプ排水区域とは

排水先河川の水位が上昇した場合に、堤内地側に降った雨水が河川へ流出できなくなる区域のことをいいます。雨水排水のためには、ポンプ施設等による排水が必要となります

<町田市>

区分	施行場所	全体範囲・規模	実施率	実施状況
雨水排除の整備	全域(延長)	56.2km	51%	-

※ 雨水排除の整備の実施率:幹線の延長による整備率(鶴見川流域)

※ H22年度において、全体計画変更に伴い、幹線延長が変更となった

(注釈)

- ・ 実施率は流域水害対策計画で目標としている施行箇所の整備率です。(下水道の整備率とは異なります。)
- ・ 実施率は、各自治体により集計が可能な方法により算定しています。(表下の※参照)
- ・ 雨水排除の幹線(大きな下水道管)整備率が100%となっても目標降雨に対して浸水が起こる可能性があります。枝線(小さな下水道管)が完成した時点(面的な整備率が100%となった時点)で目標降雨に対して浸水の恐れがなくなります。
- ・ 雨水排除の整備の実施率は、概ね5年に1度発生する降雨に対する実施率です。
- ・ 計画の内容については「鶴見川流域水害対策計画」を参照して下さい。
- ・ 用語の説明については「鶴見川流域水害対策計画用語集」を参照して下さい。

<川崎市>

区分	施行場所	全体範囲・規模	実施率	実施状況
ポンプ排水区域	加瀬処理区	54.5m ³ /s	100%	実施済み
貯留施設	渋川雨水貯留管	144,000m ³	100%	実施済み
	江川雨水貯留管	81,000m ³	100%	実施済み
雨水排除の整備	全域(面積)	112.9km ²	55%	前回:55%

※雨水排除の整備の実施率:幹線+枝線の集水面積による整備率(川崎市全体)

目標となる降雨

区間	目標降雨
ポンプ排水区域	概ね10年に1回発生する降雨(時間雨量約60mm)
自然排水区域	概ね5年に1回発生する降雨(時間雨量約50mm)

<横浜市>

区分	施行場所	全体範囲・規模	実施率	実施状況
ポンプ排水区域	都筑排水区	16.5m ³ /s	100%	実施済み
	港北排水区	141.6m ³ /s	100%	実施済み
	北部排水区	189.1m ³ /s	100%	実施済み
貯留施設	新羽末広幹線	410,000m ³	70%	前回:70%
	小机千若雨水幹線	256,000m ³	100%	実施済み
雨水排除の整備	全域(面積)	139.1km ²	71%	前回:71%

※雨水排除の整備の実施率:幹線の集水面積による整備率(鶴見川流域)

2.4 流域対策の実施状況

<公共対策>

対象市域	総目標対策量 ※1	既対策量※2 (H15～H18年度)	目標対策量※3 (H19年度以降)	実施率※4 (H22年度時点)
横浜市域	約 19 万 m ³	約 3.2 万 m ³	約 15.8 万 m ³	28%
川崎市域	約 6 万 m ³	約 3.1 万 m ³	約 2.9 万 m ³	34%
町田市域	約 5 万 m ³	約 4.2 万 m ³	約 0.8 万 m ³	141%
計	約 30 万 m ³	約 10.5 万 m ³	約 19.5 万 m ³	34%

※1:流域水害対策計画における目標対策量である。

※2:流域水害対策計画検討時点から策定まで(H15～H18年度)の対策量である。

※3:総目標対策量から既対策量(H15～H18年度)を差し引いた値である。

※4:実施率は目標対策量(H19年度以降)に対する進捗率である。

<第9条許可等により新たに整備された雨水貯留浸透施設による対策>

対象市域	対策量※ (H15～H18年度)	対策量※ (H22年度時点)
横浜市域	約 7.6 万 m ³	約 12.7 万 m ³
川崎市域	約 3.3 万 m ³	約 5.8 万 m ³
町田市域	約 0.3 万 m ³	約 1.1 万 m ³
計	約 11.2 万 m ³	約 19.6 万 m ³

※対策量は雨水浸透阻害行為の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設及び開発に伴い地方公共団体の条例・要綱に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の合計値である。

<保全調整池指定状況>

対象市域	H22年度までの指定状況		実施状況
	基数	容量 (m ³)	
横浜市域	—	—	
川崎市域	—	—	
町田市域	54	257,223	前回:54基 257,223m ³
稲城市域	2	17,187	前回:2基 17,187m ³
計	56	274,410	前回:56基 274,410m ³

※町田市と稲城市については東京都が保全調整池の指定権者である

2.5 その他対策の実施状況

<都市洪水想定区域図の公表状況>

対象となる河川	作成主体	関係市	指定の前提となる計画降雨	公表年月
鶴見川水系 洪水予報河川・ 水位情報周知河川	京浜河川事務所 神奈川県	横浜市 川崎市	鶴見川流域の 2日間総雨量 405mm	H19年4月

<都市浸水想定区域図の公表状況>

未公表

(都市洪水想定区域図とは)

都市洪水の発生を防ぐべき目標降雨が生じた場合の洪水(破堤・溢水)、いわゆる外水はん濫による浸水のおそれがある区域等を示した図面です。鶴見川の場合、洪水予報河川では河川管理者が河川整備基本方針における長期的な目標である降雨により浸水が想定される区域を浸水区域と指定し、浸水想定区域図を作成しているため、これをもって都市洪水想定区域図に代えるものとします。

(都市浸水想定区域図とは)

都市浸水の発生を防ぐべき目標降雨が生じた場合の、下水道その他の排水施設の溢水又は湛水等の内水はん濫による浸水のおそれがある区域等を示した図面です。

<ハザードマップの公表状況>

市町村名	区名	公表年月
横浜市	鶴見区、都筑区、港北区、緑区、青葉区、神奈川区	H15年8月
川崎市	全域	H16年9月
町田市	全域	H20年11月

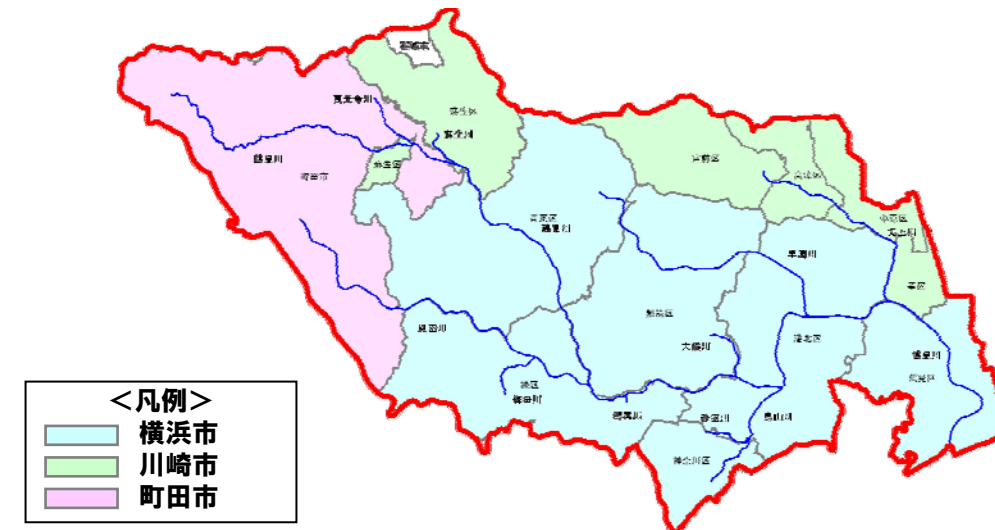


図 ハザードマップ公表状況

※神奈川区については、隣接する港北区のハザードマップに公表

3. 今後の展開

<今後の展開>

各自治体においては、これまでも各種対策を実施し、鶴見川流域全体の治水安全度の向上に努めてきている。今後、毎年モニタリングを実施し公表を行っていくことで、鶴見川流域水害対策計画における事業をより効果的かつ効率的に推進していく。

4. 問合せ先

問合せ内容	問合せ先
1.河川対策の実施状況に関する事	①京浜河川事務所 流域調整課 TEL 045-503-4009 ②東京都 建設局 河川部 計画課 TEL 03-5320-5415 ③神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課 TEL 045-210-6479 ④横浜市 道路局 河川部 河川計画課 TEL 045-671-2858
2.下水道対策の実施状況に関する事	⑤横浜市 環境創造局 施設整備部 事業調整課 TEL 045-671-2840 ⑥川崎市 上下水道局 下水道部 下水道計画課 TEL 044-200-2886 ⑦町田市 下水道部 下水道総務課 TEL 042-720-1819 ⑧稲城市 都市建設部 管理課 TEL 042-378-2111
3.流域対策の実施状況に関する事	横浜市域 上記④と同じ 川崎市域 川崎市 建設緑政局 道路河川整備部 河川課 TEL 044-200-2905 町田市域 東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課 TEL 03-5388-3296 上記⑦と同じ
4.その他全般	上記①と同じ

(参考)

<鶴見川流域水害対策計画におけるモニタリングに関する記載>

第8章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第1節 流域水害対策計画の推進

関係部局は、流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく河川事業及び下水道事業等を効果的かつ効率的に推進するとともに、関係部局の調整が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じて調整を実施していく。

第2節 モニタリング

各管理者及び地方公共団体は、以下のモニタリングを毎年、実施し公表するものとする。

第1項 事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備状況

第2項 流域内の開発状況

各市における流域内の開発箇所及び面積

第3項 雨水貯留浸透施設の整備状況

- ①地方公共団体等が実施した雨水貯留浸透対策の位置及び容量等
- ②雨水浸透阻害行為の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ③開発に伴い地方公共団体の条例・要綱に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等

第3節 計画の見直しに関する事項

上述のモニタリングにより、計画に基づく対策の効果・影響等の検証を行うとともに河川事業と下水道事業等の進捗状況の調整等を行っていく。

第4節 流域における対策のための基金等に関する事項

緑地の保全等、流域全体で取り組むべき課題に対処するため、流域全体での基金の創設等について検討する。

第5節 住民等による対策の促進に関する事項

住民自ら被害の最小化を図るために実施する以下の対策等について、その必要性・重要性について、啓発活動に努める。

- ・各戸の雨水貯留・浸透施設の設置
- ・止水板や土のう積等による緊急対策
- ・雨水排水施設の清掃、緊急対処の自主訓練等のソフト対策